

山形県県土整備部週休2日確保モデル工事試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業における働き方改革に資する取組として、山形県県土整備部及び各総合支庁建設部が発注する建設工事（営繕工事は除く。）の工事現場において、週休2日を確保するモデル工事（以下「モデル工事」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事の準備期間及び後片付け期間を除く施工開始日から施工終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇、夏季休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(3) 4週8休以上

対象期間の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(モデル工事の対象)

第3条 モデル工事の対象は、工期や工程に制約の少ない工事とし、災害復旧工事等早急に対応すべき工事は除くものとする。

(モデル工事の試行)

第4条 発注者は、入札説明書及び特記仕様書に当該工事がモデル工事である旨を記載するものとする。

2 受注者は、施工計画書提出前にモデル工事を実施するか否かについて発注者と協議を行うものとする。なお、実施しない場合であってもペナルティは課さない。

3 受注者は、入札説明書及び特記仕様書に当該工事がモデル工事である旨の記載が無い場合においても、施工計画書提出前に発注者と協議の上、モデル工事として実施することができる。この場合、発注者は契約変更時に特記仕様書にモデル工事である旨を追記するものとする。

4 モデル工事は、当該工事に係る下請企業の労働者についても適用することとする。

5 受注者は、モデル工事を実施する場合、工事打合せ簿において施工開始日を発注者に報告するものとする。また、週休2日を確保する工程表を作成し、発注者と協議するものとする。

- 6 受注者は、前項の協議が整った場合は、建設工事請負契約約款 22 条の規定により、遅滞なく工期の延長変更を請求するものとする。
- 7 受注者は、やむを得ない理由で休日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者に提出するものとする。
- 8 受注者は、工事が完成したときは、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。
 - (1) 振替休日が反映された工程表
 - (2) 工事現場の労働者の勤務の状況がわかる出勤簿等の書類

(その他)

- 第5条 発注者は、前条8項により提出された書類に基づき週休2日の実施状況を確認し、達成内容に応じて**別紙1**に基づき最終契約変更時に経費の補正を行うものとする。
- 2 発注者は、週休2日の実施状況を確認し、達成内容に応じて**別紙2**に基づき工事成績評定において評価するものとする。
 - 3 モデル工事における工期の考え方は、**別紙3**に基づくものとする。

(アンケート調査の実施)

- 第6条 受注者は、モデル工事の実施の有無にかかわらず、工事完了後、モデル工事の検証を行うため、発注者が行うアンケート調査に協力するものとする。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成31年4月1日から適用する。

週休 2 日確保モデル工事における経費の補正について

1 積算方法等

現場の閉所状況に応じて、下記による補正係数を各経費に乗じるものとする。
 なお、労務費については、労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。

(1) 現場の閉所状況

現場の閉所状況は、次のとおりとする。

① 4 週 8 休以上

現場閉所率が 28.5% (8 日/28 日) 以上の場合

② 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満

現場閉所率が 25% (7 日/28 日) 以上 28.5% 未満の場合

③ 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満

現場閉所率が 21.4% (6 日/28 日) 以上 25% 未満の場合

(2) 補正係数

週休 2 日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり各経費に補正係数を乗じるものとする。

経費名	現場の閉所状況に応じた補正係数		
	4 週 8 休以上	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満
労務費	1. 0 5	1. 0 3	1. 0 1
機械経費 (賃料)	1. 0 4	1. 0 3	1. 0 1
共通仮設費率	1. 0 4	1. 0 3	1. 0 1
現場管理費率	1. 0 5	1. 0 4	1. 0 2

(3) 補正方法

現場閉所の実施状況を確認後、各経費を補正し、適切に請負代金額を変更するものとする。なお、4 週 6 休に満たないもの及び工事着手前に週休 2 日に取り組むことについて協議が整わなかったもの (受注者が週休 2 日の取組を希望しないものを含む) については、変更の対象としない。

2 現場閉所の確認方法等

書類の作成負担等にも考慮し、閉所実績が記載された工程表及び出勤簿等 (休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む) について、受注者から提出を求め現場閉所の状況を確認するものとする。

週休 2 日確保モデル工事における工事成績評定の取扱いについて

1 方針

モデル工事を実施した工事について、現場の閉所状況に応じて工事成績評定における評価を行う。

2 評価方法

(1) 監督員の 2. 施工状況「Ⅱ. 工程管理」において、次のとおり評価を行う。

① 現場の閉所状況が 4 週 8 休以上の場合（下記 2 項目を評価）

- ・「休日の確保を行っている。」
- ・「その他（週休 2 日制の確保を行っている。）」

② 現場の閉所状況が 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満の場合（下記 1 項目を評価）

- ・「休日の確保を行っている。」

③ 現場の閉所状況が 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満の場合（下記 1 項目を評価）

- ・「休日の確保を行っている。」

また、工事契約後に受注者との協議によって週休 2 日を確保する予定であることから、契約時の受注者の選定に影響を与えないため、工事成績での減点は行わない。

(2) 監督員の 5. 創意工夫 [働き方改革] において、次のとおり評価を行う。

① 現場の閉所状況が 4 週 8 休以上の場合

- ・「週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。」
- ※ 週休 2 日の確保自体を評価するのではなく、他の模範となるような、週休 2 日確保に向けた受注企業の取組（社員教育や情報共有方法等）を当該工事で実施した場合に評価する。

② 現場の閉所状況が 4 週 8 休未満の場合は、評価しない。

(3) 総括監督員の 2. 施工状況「Ⅱ. 工程管理」において、次のとおり評価を行う。

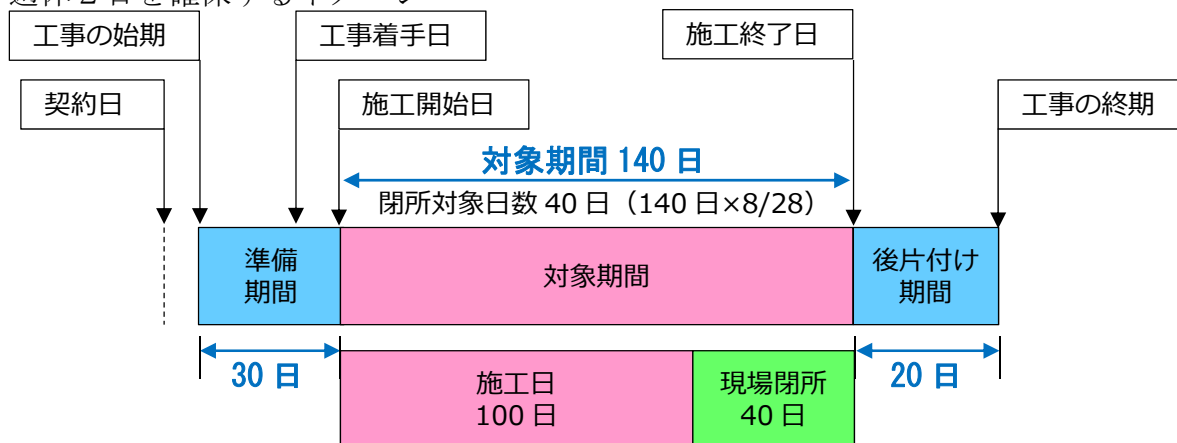
① 現場の閉所状況が 4 週 8 休以上の場合

- ・「工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。」
- ・「現場閉所による週休 2 日（4 週 8 休以上）を行った。」
- ※ 週休 2 日の確保を行った場合は、2 項目両方を評価することとし、この「工程管理」の評価は、原則” a ”評価（2 点）とする。ただし、他の事項で著しく低く評価する内容が確認される場合は、” a ”評価としないことができる。

② 現場の閉所状況が 4 週 8 休未満の場合は、評価しない。

週休 2 日確保モデル工事における工期の考え方について

1 週休 2 日を確保するイメージ



※上図では対象期間内の現場閉所日数が 40 日以上となれば「4 週 8 休以上」

- (1) 発注者が設定する「準備期間」は 30 日を、「後片付け期間」は 20 日を標準とし、特記仕様書に記載します。ただし、現場条件等の理由でこれにより難しい場合は日数を変えることができます。
- (2) 準備期間とは、施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間をいい、工事の始期から施工開始日までをいいます。
- (3) 施工開始日とは、直接工事費に計上されている項目について施工を開始する日をいい、受注者の報告をもって決定するものとします。なお、「土木工事共通仕様書」における「工事着手」（現場事務所等の設置又は測量を実施すること。）は準備期間内に含まれます。
- (4) 対象期間とは、準備期間及び後片付け期間を除く施工開始日から施工終了日までの期間をいいます。なお、年末年始、夏季休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間又は発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含みません。
- (5) 施工終了日とは、現場での施工が終了した日をいいます。ただし、施工終了日から工事の始期までの日数が、特記仕様書に記載している後片付け期間の日数を下回った場合は、特記仕様書の日数から設定される施工終了日を優先するものとします。
- (6) 後片付け期間とは、施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいいます。
- (7) 現場閉所予定日以外に、雨天等又は以下の理由により休工した場合は、現場閉所日としてカウントできます。
 - ・災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合
 - ・異常気象等による安全パトロール
 - ・現場見学会等、現場を公開する場合など
 ※上記以外の理由の場合は、受発注者間の協議によります。
- (8) 仮に 1 箇月単位で 4 週 8 休を実現しなくても、対象期間内で 8 日 / 28 日以上を閉所していれば、週休 2 日として扱います。

2 設計変更のタイミング

受注者がモデル工事を実施した場合は、現場閉所状況に応じて最終契約変更時に経費の補正を行います。週休 2 日の実施状況を確認でき次第、設計変更できるものとします。